

医療費助成制度の改正について

本年5月、「難病の患者に対する医療等に関する法律」が公布され、平成27年1月から、難病の医療費助成制度が大きく変わります。

①対象疾患の拡大

- 医療費助成の対象となる疾患が現在の56疾患から約300疾患に拡大されます。
- 56疾患のうち、スモン、重症急性膵炎、難治性肝炎のうち劇症肝炎を除く53疾患は指定難病として、引き続き助成の対象となる予定です。
- 現在、道単独の医療費助成の対象となっている、シェーグレン症候群、溶血性貧血、アジソン病、先天性副腎皮質酵素欠損症、自己免疫性肝炎の方については、症状の程度により、国の指定難病として認定される場合があります。

②認定基準の見直し

- 新制度における医療費助成対象疾患の認定基準は、それぞれの疾患の特性に応じた重症度分類が設定される予定です。
- 既認定者の方については、3年間の経過措置が設けられ、現行の基準を満たした方は、申請により助成の対象となることが出来ます。
 ※既認定者…平成26年12月31日まで有効な特定疾患医療受給者証をお持ちの方。
 ただし、更新申請が申請期限に間に合わず、新制度における新規申請となった場合、「既認定者」とはなりません。

③自己負担限度額（道単独の医療費助成受給者を含む）

- 既認定者の方については、3年間の負担軽減の経過措置が設けられます。
- 同一世帯内に複数の受給者（小児慢性特定疾病医療費助成受給者を含む）がいる場合は、世帯内で最も高額な自己負担限度額を受給者で按分します。
 ※世帯～受診者と同一の世帯に属する者のうち、当該患者と同じ医療保険に加入する者
- 自己負担限度額は、全ての医療機関（調剤薬局等を含む）を合算した金額となります。
 （単位：円）

階層区分	階層区分の基準	患者負担割合：2割						
		自己負担上限額（外来+入院+薬代）						
		原則			既認定者（H29年12月末まで）			
		一般	高額かつ 長期	人工呼吸器 等装着者	一般	現行の 重症患者	人工呼吸器 等装着者	
生活保護	—	0	0	0	0	0	0	
低所得Ⅰ	市町村民 税非課税	本人年収 ～80万円	2,500	2,500	1,000	2,500	2,500	
低所得Ⅱ	（世帯）	本人年収 80万円超～	5,000	5,000		5,000		
一般所得Ⅰ	市町村民税 課税以上7.1万円未満		10,000	5,000	1,000	5,000	1,000	
一般所得Ⅱ	市町村民税 7.1万円以上25.1万円未満		20,000	10,000		10,000		5,000
上位所得	市町村民税25.1万円以上		30,000	20,000		20,000		
入院時の食事		全額自己負担			1 / 2 自己負担			

④指定医療機関・指定医の指定（国の医療費助成受給者のみ）

- 指定医療機関について
 平成27年1月1日以降、受給者証を使用できる医療機関等（病院・診療所、薬局、訪問看護事業者等）は、都道府県が指定した指定医療機関等に限られます。
- 指定医について
 新制度に基づく臨床調査個人票を記載することができるのは、都道府県が指定した指定医に限定されます。